

クレーン運転業務（5トン未満）特別教育のご案内

（移動式を除く）【学科のみ】

令和4年度

桐生労働基準協会

労働安全衛生法第59条及びクレーン等安全規則第21条第1項の規定により、つり上げ荷重5トン未満のクレーン（移動式を除く）の運転業務に労働者を就かせるときは、事業者は、その者に対して当該業務に係る特別教育を実施しなければならないことになっています。このため、当協会ではこの教育のうち、学科教育について事業者に代わって下記のとおり実施いたします。

なお、実技教育については、事業者において4時間以上の教育が必要となります。

当該業務に従事する作業者がおりましたら、受講させるようご案内いたします。

【日時・会場】

<input checked="" type="checkbox"/>	No.	日 程	時 間
<input type="checkbox"/>	①	令和4年6月4日（土）	8時05分～18時50分 （受付7時40分～8時00分） 【時間厳守】
<input type="checkbox"/>	②	令和4年10月15日（土）	
会 場	桐生織物記念館2階7号室 又は 桐生織物会館（新館）2階織姫の間 【変更の場合有り】		

【内容等】

定員	各開催コースとも30名（定員になり次第締切ります。）
締切日	講習初日の10日前
受講料	10,000円 消費税及びテキスト代（1,550円）を含む
申込方法	事前に電話で予約して下さい。（定員に達している場合はお受け出来ません。） 申込書に必要事項を記入のうえ、受講料を添えて桐生労働基準協会まで持参するか又は当協会あて申込書を郵送（ファックス可）して下さい。 後日、受講票・銀行振込等の案内書を送付いたします。
注意事項	①キャンセルは講習初日の5日前までです。 ②講習初日の4日前から講習当日までのキャンセルは受講料を返金しません。 ③受講者の交替は講習初日の3日前までです。 ④新型コロナウイルス感染防止対策により、暫くの間、セルフチェックリストの提出に御協力頂きます。

申込先：桐生労働基準協会

〒376-0044 桐生市永楽町6-6 桐生織物記念館2階

電話 0277-22-0620 FAX 0277-22-0630

職長等安全衛生教育のご案内

令和4年度

桐生労働基準協会

労働安全衛生法第60条により、事業者は職長等労働者を直接指導監督する者に対して、法に定められた内容の安全衛生教育を行わなければならないことになっています。

つきましては、事業者に代わり当協会にて下記により実施しますので、該当者の受講をお勧めいたします。

【日時・会場】

1日目	令和4年6月18日(土)	8時55分～16時20分	受付8時30分～ 8時50分 【時間厳守】
2日目	6月19日(日)	8時55分～16時30分	
会場	桐生織物記念館2階7号室 又は 桐生織物会館(新館)2階織姫の間 【変更の場合有り】		

【内容等】

指定業種と対象者	<p>建設業、製造業(注)、電気業、ガス業、自動車整備業及び機械修理業で、新たに職長になった者、職長に就くことが予定されている者、現に職長で本教育の未受講者の者</p> <p>(注) 製造業のうち、<u>うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業</u>を除いた食料品製造業、<u>たばこ製造業、紡績業及び染色整理業</u>を除いた繊維工業・衣服その他の繊維製品製造業、<u>セロファン製造業</u>を除いた紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷加工業は除く。</p> <p><u>下線部分の業種は受講対象業種です。</u></p> <p>※建設業の事業場については、職長・安全衛生責任者教育の受講をお勧めします。</p>
定員	30名(定員になり次第締切ります。)
締切日	令和4年6月8日(水)
受講料	12,800円 消費税及びテキスト代(800円)を含む
申込方法	事前に電話で予約して下さい。(定員に達している場合はお受け出来ません。) 申込書に必要事項を記入のうえ、受講料を添えて桐生労働基準協会まで持参するか又は当協会あて申込書を郵送(ファックス可)して下さい。 後日、受講票・銀行振込等の案内書を送付いたします。
注意事項	①キャンセルは講習初日の5日前までです。 ②講習初日の4日前から講習当日までのキャンセルは受講料を返金しません。 ③受講者の交替は講習初日の3日前までです。 ④新型コロナ感染防止対策により、暫くの間、セルフチェックリストの提出に御協力頂きます。

申込先: 桐生労働基準協会

〒376-0044 桐生市永楽町6-6 桐生織物記念館2階

電話 0277-22-0620 FAX 0277-22-0630

粉じん作業特別教育のご案内

令和4年度

桐生労働基準協会

労働安全衛生法第59条、粉じん障害防止規則22条により、事業者は常時特定粉じん作業に係る業務に労働者を就かせる時は、特別教育規程に基づく教育を行わなければならないことになっています。つきましては、事業者に代わり当協会にて下記により実施しますので、該当者の受講をお勧めいたします。

【日時・会場】

<input checked="" type="checkbox"/>	No.	日 程	時 間
<input type="checkbox"/>	①	令和4年7月30日（土）	8時55分～14時50分 (受付8時30分～8時50分) 【時間厳守】
<input type="checkbox"/>	②	令和4年11月19日（土）	
会 場	桐生織物記念館2階7号室 又は 桐生織物会館（新館）2階織姫の間 【変更の場合有り】		

【内容等】

講習科目	(1) 粉じんによる疾病と健康管理 (2) 粉じんによる疾病の防止 (3) 粉じん作業の管理 (4) 呼吸用保護具の種類と使用方法 (5) 関係法令のあらまし
定員	各開催コースとも30名（定員になり次第締切ります。）
締切日	講習初日の10日前
受講料	7,480円 消費税及びテキスト代（800円）を含む
申込方法	事前に電話で予約して下さい。（定員に達している場合はお受け出来ません。） 申込書に必要事項を記入のうえ、受講料を添えて桐生労働基準協会まで持参するか又は当協会あて申込書を郵送（ファックス可）して下さい。 後日、受講票・銀行振込等の案内書を送付いたします。
注意事項	①キャンセルは講習初日の5日前までです。 ②講習初日の4日前から講習当日までのキャンセルは受講料を返金しません。 ③受講者の交替は講習初日の3日前までです。 ④新型コロナ感染防止対策により、暫くの間、セルフチェックリストの提出に御協力頂きます。

申込先：桐生労働基準協会

〒376-0044 桐生市永楽町6-6 桐生織物記念館2階

電話 0277-22-0620 FAX 0277-22-0630

研削砥石の取替え等（自由研削）特別教育のご案内

【学科及び実技】

令和4年度

桐生労働基準協会

ハンドグラインダー及び卓上用電気グラインダー等の研削砥石の取替又は取替時の試運転の業務は、労働安全衛生法第59条により、所定の特別教育を修了した者でなければ就かせてはならないことになっています。このため、当協会ではこの教育を事業者に代わって下記のとおり実施いたします。

当該業務に従事する作業者がおりましたら、受講させるようご案内いたします。

【日時・会場】

日時	令和4年11月26日（土）	8時55分～16時30分 （受付8時30分～8時50分） 【時間厳守】
会場	桐生織物記念館2階7号室 又は 桐生織物会館（新館）2階織姫の間 【変更の場合有り】	

【内容等】

科目	学科	実技
時間	9時00分～14時10分	14時20分～16時20分
定員	30名（定員になり次第締切ります。）	
締切日	令和4年11月16日（水）	
受講料	10,000円 消費税及びテキスト代（1,200円）を含む	
申込方法	事前に電話で予約して下さい。（定員に達している場合はお受け出来ません。） 申込書に必要事項を記入のうえ、受講料を添えて桐生労働基準協会まで持参するか又は当協会あて申込書を郵送（ファックス可）して下さい。 後日、受講票・銀行振込等の案内書を送付いたします。	
注意事項	①キャンセルは講習初日の5日前までです。 ②講習初日の4日前から講習当日までのキャンセルは受講料を返金しません。 ③受講者の交替は講習初日の3日前までです。 ④新型コロナ感染防止対策により、暫くの間、セルフチェックリストの提出に御協力頂きます。	

申込先：桐生労働基準協会

〒376-0044 桐生市永楽町6-6 桐生織物記念館2階

電話 0277-22-0620 FAX 0277-22-0630

- I クレーン運転業務特別教育（6月・10月）
- II 職長等安全衛生教育
- III 粉じん作業特別教育（7月・11月）
- IV 研削といしの取替え等（自由研削）特別教育
（申込み教育名の番号に○をしてください。）

受講申込書

【受講者】

※ 受講 番号	ふりがな 氏 名	生 年 月 日		現住所・電話番号（携帯）
		昭和 ・ 平成	年 月 日	〒 ()
	旧姓等併記 の希望	有 無	併記を希望する 氏名又は通称	
		昭和 ・ 平成	年 月 日	〒 ()
	旧姓等併記 の希望	有 無	併記を希望する 氏名又は通称	
		昭和 ・ 平成	年 月 日	〒 ()
	旧姓等併記 の希望	有 無	併記を希望する 氏名又は通称	

旧姓の場合：戸籍抄本(コピー不可)、旧姓を併記した住民票(コピー不可)又は、自動車運転免許証の写し等を添付
通称の場合：住民票（コピー不可）又は、それに類する証明書（在留カードの写し等）を添付

受 講 料 <small>(消費税・テキスト代を含む)</small>	クレーン運転業務特別教育「学科のみ」（移動式を除く）	10,000円
	職長等安全衛生教育	12,800円
	粉じん作業特別教育	7,480円
	研削といしの取替え等（自由研削）特別教育	10,000円

1 申込み方法（いずれかに○をして下さい。）

持 参	申込書に受講料を添えて当協会へお持ちください。
銀行振込	受講申込書は当協会あて郵送又はファックスして下さい。 後日、受講票・銀行振込等の案内書を送付します。
現金書留	受講申込書と受講料を「現金封筒」に同封して当協会あて送付して下さい。

2 申込先

桐生労働基準協会 〒376-0044 桐生市永楽町6-6 桐生織物記念館2階
電話0277-22-0620 FAX0277-22-0630

3 注意事項

- ① 複数の講習を申込みする場合は、各講習別に申込書を作成して下さい。
- ② 個人で申込みする場合は、事業場欄の記入は不要です。
- ③ ※欄は記入しないで下さい。

桐生労働基準協会 御中

申込日

令和 4年 月 日

所 在 地	〒		
事 業 場 名			
電 話 番 号	()	担当者 所属・氏名	